

平成 16 年第 24 回経済財政諮問会議議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2004 年 9 月 10 日(金) 13:31～14:55

2. 場 所：官邸 4 階大会議室

3. 出席議員：

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	細田 博之	内閣官房長官
同	竹中 平蔵	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	麻生 太郎	総務大臣
同	谷垣 禎一	財務大臣
同	中川 昭一	経済産業大臣
同	福井 俊彦	日本銀行総裁
同	牛尾 治朗	ウシオ電機(株)代表取締役会長
同	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
同	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
同	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
臨時議員	野沢 太三	法務大臣
同	亀井 善之	農林水産大臣
同	石原 伸晃	国土交通大臣
同	金子 一義	内閣府特命担当大臣(規制改革)
	宮内 義彦	規制改革・民間開放推進会議議長

(議事次第)

1. 開 会

2. 議 事

(1) 郵政民営化

(2) 規制改革

(3) モデル事業・政策群(報告)

(4) 日本 21 世紀ビジョンについて

(5) 予算制度改革(特別会計改革)

3. 閉 会

(説明資料)

郵政民営化の基本方針

宮内規制改革・民間開放推進会議議長提出資料

規制改革・民間開放推進のために(有識者議員提出資料)

特別会計改革に向けて(有識者議員提出資料)

登記特別会計の改革案(野沢臨時議員提出資料)

特別会計改革について(亀井臨時議員提出資料)

特別会計の改革に向けた取組みについて(石原臨時議員提出資料)

平成 17 年度概算要求におけるモデル事業等の取組について(内閣府)

平成 17 年度概算要求における政策群の取組について(内閣府)

「日本21世紀ビジョン」について（内閣府）

（概要）

郵政民営化の基本方針について

（竹中議員） 「郵政民営化の基本方針」について、総理から諮問をいただく。

（小泉議長） 本日は、「郵政民営化の基本方針」の作成を諮問することとしたい。

（竹中議員） ありがとうございます。では、「郵政民営化の基本方針（案）」について説明する。

本案は、先般の素案でペンディングになっていた部分について書き込んだもので、各省庁との間で文章の表現等々の協議を経たもの。

具体的には、2ページ「2．最終的な民営化時点における組織形態の枠組み」のうち、「(2) 地域会社への分割」、「(3) 持株会社の設立」の記述を追加した。

また、4ページの「(3) 郵便貯金会社」及び「(4) 郵便保険会社」の業務の内容を記述している。

5～6ページ、「(1) 移行期のあり方」について、「(ア) 移行期における組織形態」、「(ウ) 郵便貯金及び郵便保険事業の経営」について記述をした。

6～7ページ、「(2) 準備期のあり方」のうち(イ) 勘定の区分と(キ) 関連施設について記述をしている。7ページでは、「6．推進体制の整備」のうち(イ) の有識者から成る監視組織についての記述を拡充した。

以上が基本方針案の主な内容である。既に各省庁の意見も取り入れて十分に精査をしたつもりである。特別の意見がなければ、この案を諮問会議の答申とすることとしたいが、よろしいか。

（麻生議員） 明治4年以来の大改正ということで、郵政事業を所管する総務大臣の立場としては、ここまでまとめていただいたことに関して、お礼を申し上げたい。

今まで申し上げてきたことは基本的に3つである。新会社が黒字経営として成り立つこと、郵政職員約38万人が安心できるようにすること、そして国民の利便性が確保されるということで、これらの主張はかなり取り入れていただいたと思っており、感謝を申し上げる次第である。

なお、問題点があることは御存じのとおりで、今後の詳細設計の中でその点を詰めていきたい。特に、今の経営の責任者は生田総裁であり、生田総裁の意見は十分尊重していただけるようお願い申し上げ、御礼とさせていただきます。ありがとうございました。

（竹中議員） それでは、総理に「郵政民営化の基本方針」が答申されたので、総理から御挨拶をお願いしたい。

（小泉議長） 「郵政民営化の基本方針」を答申いただき、誠にありがとうございます。これまでの皆さんの御協力、御努力に厚く御礼を申し上げます。できるだけ早急にこの基本方針を閣議決定して、この基本方針に従って2007年4月に日本郵政公社を民営化したい。今後とも御指導をよろしくようお願い申し上げます。

（金子臨時議員、宮内規制改革・民間開放推進会議議長入室）

規制改革について

（金子臨時議員） 規制改革・民間開放推進会議は4月から新しい体制となり、精力的

に議論していただいた。今回その中間とりまとめを行った。中身は宮内議長から説明する。

年末に向けて、これまでとりまとめたものの実現を具体的に図っていくという大事な過程に入る。昨日も会議があり、委員の皆様方の熱意も伝わってきた。

最終的に関係閣僚と私、あるいは民間委員の先生方にも御出席いただき、ミニ閣僚会議というのか、これも活用しながら実現を図っていきたい。

前回の諮問会議で牛尾議員からも御指摘のあった混合診療についても、この過程で取り扱う。今朝の閣僚懇談会においても、今申し上げた点を依頼した。

総理からは、担当大臣である私と協力して成果を上げるようにという指示をいただいております。今後進めてまいりたい。諮問会議議員の皆様方の御支援を心からお願い申し上げます。

(宮内規制改革・民間開放推進会議議長 以下「宮内議長」) 4月に発足した新しい規制改革・民間開放推進会議の最初の成果として、先月3日に中間とりまとめを決定、公表した。当日に総理にも報告して、特に、「市場化テスト」と混合診療については、強力なバックアップの言葉をいただいた。

「当会議の重点検討事項」という資料は、中間とりまとめを受けて、本年度後半に取り組む重要事項を書いたもので、昨日決定した。「市場化テスト」、「個々の官業の民間開放」、そして「医療、教育等の「重点事項」の検討」は14項目あり、最後に「規制改革集中受付月間」という4つをやっていく。最も重要なものは、「市場化テスト」の導入、混合診療を含めた「医療、教育等の「重点事項」」である。

「市場化テスト」は、先月の諮問会議でハローワークをモデル事業としてはどうかという提案があったと聞いているが、「市場化テスト」は「官から民へ」という動きを加速するための1つの横断的な制度である。本来、規制改革は1つ1つの問題について、いわゆる既得権益という抵抗と闘いながら、成果を上げるというものである。しかし、「市場化テスト」は横串のようなもので、例えば官業も民営化、民間移譲など「市場化テスト」の中で民間開放の対象になれば、官と民が競争して入札を行い、いずれが落札しても、公的サービスがより効率的で質の高い形で提供され、国民生活にすばらしい効果を与えるものと考えている。年末に向けて、まず民間から提案公募を行い、それを反映したモデル事業の選定、入札手続等のガイドライン策定、法制化の準備を進めていきたいので、強力なバックアップをお願いしたい。

次に、医療、教育等重要分野を中心に、個別の規制改革の重点事項を絞り込み、14項目を最優先・最重要課題として取り組むこととした。前身である総合規制改革会議が作成した「アクションプラン・17の重点検討事項」を含めて14項目とした。既に中間とりまとめで提言した7項目を含め、極めて重要な問題であり、これまで積み残された難しいものばかりと言えるだろう。

参考として、3年前の2001年11月に当会議に提出した資料を御覧いただきたい。当時の総合規制改革会議が立ち上がって半年であり、現在と同じような状況であるが、そのころ検討中の重要課題を15の重点検討事項として示した。

「15の重点提言事項」は、当時の関係者が余りにもドラスチックで、会議の正式資料として提出してもらっては困るということで、私の名前だけ書いてある。とんでもないことを言うという反応もあり、議論の対象としてタブー視された難問ばかりであったが、この3年足らずの間に、15項目中12項目が「 」、「 」がついているように進展した。

例えば教育分野では、構造改革特区制度ができ、3事項とも規制改革はある程度

実現された。また、昨年は総理の御裁断もあって、医薬品の一般小売店販売が動いたように、3年経つと全く違う。この表を見ていただければ小泉内閣、改革内閣の持っている性格が、よくお分かりいただけると思う。

3年前の同じ席で、総理から医療、教育、農業の株式会社参入を小泉規制改革の象徴として取り組んでいこうという話があった。それが実現し、少しずつ世の中が動いていることが国民にも分かってきているのではないかと思う。

今回提案した14項目も難問であるが、当会議が存続している間に必ず実現できるのではないか。総理をはじめ皆様方の一層力強い御指導をお願いしたい。

14項目の中で更に重要なものとして混合診療を挙げたい。国民生活にとって極めて重要な医療分野の最優先課題であり、もう結論を出さなければならない。再度論点を整理し、年末の答申までに政治レベルでの決断を仰ぐことも必要かと思う。

また、医療と並んで重要な教育分野であるが、この3年間で国立大学の独法化、株式会社の参入が実現するなどの進展があった一方で、国立、公立学校法人、株式会社といった主体の違いによる、補助金などの財政支援に大きな格差が存在しており、多様な教育サービスの提供を妨げている。例えば、株式会社立学校ができるが、私学助成や税制優遇措置が施されておらず、大学で言えば、学生数は国立1、私立3であるのに、補助金は国立3、私立1、つまり、私立大学の学生は国立大学の9分の1しか公的補助を受けていないというような状況であり、学生側から見ると、入学する学校の法人格によって経済的負担が大きく異なるという不公正も生んでいる。こうした事態を解決する1つの方法として、機関補助から個人補助への転換を行う、バウチャー制度の導入が考えられるべきと考えており、既に2001年の「骨太の方針」でも、機関補助から個人補助へと方向転換が明記されている。先月の諮問会議でも人間力の強化という観点からバウチャー制度の導入が提案され、内閣府と文部科学省で検討を進めることになったと聞いている。当会議としても、最重要課題の1つとして取り組んでいきたい。

以上のように、「市場化テスト」、混合診療、教育バウチャーをはじめとする重点検討14事項については、年末を待たずに今年度から新たに設置された推進本部でできるものから次々と方向性を示していくなど規制改革の加速化を図っていければと思う。

当会議として、最大限の努力は当然続けていくが、昨日の会議で今後各省との議論を行う際には、双方の発言内容と提出資料などそのすべての情報を原則として公開することを決定した。

残された課題は相当困難であるが、総理をはじめ閣僚の皆様方の御英断を頂戴し、我々と各省庁の主張の差を一層浮き彫りにして、規制改革を行うことが、国民にとって、あるいは消費者、利用者の視点から見て非常にプラスであることを理解していただき、当会議の目的を達成したいと考えている。

(奥田議員) 資料「規制改革・民間開放推進のために」について説明する。景気回復を持続的な成長につなげるためには、思い切った規制改革と官業の民間開放が不可欠である。8月3日の規制改革・民間開放推進会議の「中間とりまとめ」については高く評価すべき内容であり、金子臨時議員、宮内議長をはじめ、関係者の御努力に敬意を表したい。

ただ、本当に重要な問題は、これをいかに実現させるかということであり、ここで手綱を引き締めて改革に取り組んでいただきたい。実現に向けて、その観点から下記の点を提言する。

まず1つ目、年末の「答申」に向けて、事項ごとにどのようなスケジュールで取

り組むかということを決め、実現に向けて計画的に進めていく必要があると思う。また、可能な限り早期に結論を得て実行に移すべきである。

2つ目、「市場化テスト」を進めていく上では、民間からの提案を最大限尊重し、関連する規制改革や官民の競争条件の均一化を図るなど、「中間とりまとめ」の各事項を着実に実現すべきであると考えている。法制化を含めた平成18年度までのスケジュールを早期に定めて、まずは平成17年度のモデル事業を成功させていただきたい。この中には、ハローワークも含め、積極的に検討していただきたい。

3つ目、以前から総合規制改革会議が取り組んできた「重点17事項」のうち、医療、福祉、教育、この3分野については、重点的に審議を行うとされたことは非常に適切であると思う。なかでも「混合診療の解禁」は、社会保障制度改革を進める上でも非常に重要な課題であるために、年内の解禁に向けた方向性が示されるように、経済財政諮問会議に検討状況を報告していただきたい。

4つ目、教育分野の規制改革は、人間力強化や地方分権に密接に関わる課題であるために、利用者の選択肢の拡大と学校間の競争の促進が図られて、地域の個性が発揮されるように「中間とりまとめ」の方向に沿って大胆な改革に取り組むべきであると思う。この中では、もちろんバウチャー制度の導入も含めて積極的に検討していただきたい。

5番目、規制の導入時や改廃時におけるプロセスの透明性を高めることが重要であることから、「規制改革・民間開放推進3か年計画」に記載された「規制影響分析」の手法を導入することが必要で、各府省の横断的なガイドラインを早急に策定すべきであると思う。

以上、5点に御留意いただいて、経済活性化に向けて手綱を緩めずに規制改革に取り組んでいただきたいと思う。

(吉川議員) 私も規制改革・民間開放推進会議が混合診療を重視されていることは正しいと思う。これは大変大きな問題で、日本の経済社会に大きな影響を与える問題だ。

1つは、高齢化が進む中で国民の医療に対するニーズが高まってくる。今後、医療技術が進んでしかも高齢化が進めば、やみくもに医療費を抑えるのはおかしい、合理性を欠くと思う。それはちょうど育ち盛りの子どもがたくさんいる家庭で、食費をやみくもに抑えるのと同じような不合理なことだと思う。ただし、一方では、医療費をみんなで支え合う保険のところは、適切にマネージしなければいけない。国全体としての医療費、これは国民医療費という言葉が使われる。現在は国民医療費と医療保険、すなわち公的な医療費がほぼ同じになっている。しかし、両者が乖離して、一方では公的な医療費を抑えながらも、国民医療費の方はある程度伸びていく方がむしろ合理的で健全な姿なのではないかと思う。こうしたことも混合診療がなければ実現しない。また、混合診療がなければ、先端のところでの医療技術の進歩も日本では阻害されてしまうということもあると思う。

更に、医療分野は、考えようによっては成長分野で、雇用創出が非常に大きい分野である。1990年代の米国でも必ずしもお医者さんということではなく、その周辺を支える方々も含めて広い意味で医療や介護に携わる人たちの雇用が非常に伸びている。このように雇用創出という意味でも非常に重要な分野だ。こうしたことをすべて総合的に考えると、混合診療を本格的に解禁する必要があると私も思う。これは長く議論されてきたが、なかなか進まない分野であるわけだから、ぜひともこの経済財政諮問会議で総理のリーダーシップの下で進めていくべきテーマだと思う。

(本間議員) 「市場化テスト」という手法が各国で盛んに使われ始めたその理由は、公的分野が今までチェックされることなく伝統的な手法のままで時代に合わない手法になってきたため、結果として非常に大きなコストがかかる、これを、同じ目標を民間的な手法でやった際にどのようなコストでできるのか、ある意味では官民のボーダーラインの再設定の問題の手法として位置付けられているわけである。この導入が我が国は非常に遅れていた。これは公権力の行使であるとか、公共性の担保ということがきちんとした定義なしに横行するという状況があったため進まなかったわけである。これを進めていくためには、「市場化テスト」をきちんとやるということ、法制化をしていく必要がある。そのことを含めて平成 18 年度までのスケジュール設定を早期に作成する必要があると思う。

それから、具体的な事例として、ハローワークの業務の分野を代表的な先行事例として平成 17 年度のモデル事業としてきっちりと位置づけて、これを成功事例に導く必要があるかと思うので、是非その点について御議論いただきたい。

(谷垣議員) 今も御議論があったように、こういうことが進められたらいろいろなことがうまく動いていくのではないかと期待できるものも随分あるので、それは進めていただきたい。私もそういう議論をさせていただきたいと思うが、他方、やはり公権力の行使とは何かと考えると、すぐにはなかなか「うん」とも言えないものもあるような感じがして、その辺はまた、慎重な検討もお願いしたいと思う。

(宮内議長) スケジュール、「市場化テスト」について、今お話があったスケジュールの設定、モデル事業の選定は非常に重要であり、成功しないといけない。日本という国は、そういう意味では官による事業活動が非常に多いので、他の国に比べて、「市場化テスト」の効果は、恐らく世界で一番大きくなる可能性がある。是非成功に結びつけたい。

谷垣議員のおっしゃった公権力の問題については、これから勉強をさせていただきたい部分が多い。そういう意味では、スト権だとか、代替措置だとか、いろいろなことを考えないと議論が複雑になると思うので、できるだけ知恵を頂戴して進めさせていただきたいと思う。

(麻生議員) 税金の徴収というのがある。これを公権力なくして税金の徴収ができるかということ、これはどうかなというのが私どもの率直な実感である。したがって、国税も地方税も保険も納付金も全部一括でやってくれて、徴収料、手間賃頂戴と言ったら安くて済む。だけど、それができないと言われたときに、正直、同じ公権力でやるならまだしも、ほかにこれをアウトソーシングできるかな、と正直な実感でぱっと思ったところである。

(宮内議長) 社会保険料の一部は、既に民間が徴収しているという例もあるので、どこまでやれるかということであり、おっしゃるところは問題点と思っている。

(金子臨時議員) 議員の皆様方から御指摘いただいた点、大事な意見として受けとめさせていただき、全力を挙げて進めていきたいと思っている。

公権力、税金や、「市場化テスト」で造幣局とかいろいろ波紋も呼んでいるようだが、今、御指摘いただいたような意見も十分踏まえて進めさせていただきたい。

(竹中議員) それでは、まとめさせていただく。8月3日の「中間とりまとめ」に関しては、大変高い評価がここの場でもあったということだと思う。これを実現するために、民間議員からの御提案があったが、こういうことを踏まえると、12月末の答申に向けて、11月頃に諮問会議でその進捗状況について金子臨時議員と宮内議長から御報告をいただくということではいかがかなと思う。その際に、「市場化テスト」については、法制化の問題も含めて平成 18 年度までのスケジュールを明確

にしてほしいという民間議員の御提案があった。また、平成 17 年度のモデル事業については、ハローワークの問題も含めて検討していただけないかという点があった。こうした点についても御考慮いただいた上で、また御報告いただくということかと思う。

それと重点 17 項目の中では、とりわけ本日は混合診療について年内に方向性を示す、それと機関補助から個人補助へという意味でのバウチャーについて積極的に取り組んでもらいたい、そういう声が特に強かったということではないかと思う。

(金子臨時議員) 宮内議長から議員の皆様方に、3 年前の報告をさせていただいたが、時間が経つとかなり動いているということ、今回も医薬品の小売販売、前回は中途半端に終わっているが、厚生労働省もきちんと法制度を整備してやると決めている。再来年になるようだが、教育の自由化、カリキュラムの自由化についても文部科学大臣が、義務教育の六・三制を自由にできるということ、特区でも規制改革でもなく法律としてやるという。少々時間がかかるが、かなりいろいろな部分で進んできている。ぜひ議員の皆様方も、構造改革が色々なところで進んでいるという PR もぜひお願いしたい。構造改革はちっとも進んでいないのではないかという話がどうしてもマスコミ的に出るので、そこはよろしくお願いを申し上げる。

(小泉議長) 「市場化テスト」については、まずは平成 17 年度に試行的に導入するモデル事業を成功させていただきたい。「混合診療」については、長い間議論をやってきており、必要性を求める声が強くと同時に、抵抗が一番強いところである。しかし、年内に解禁の方向で結論を出していただきたいと思っている。

(金子臨時議員、宮内規制改革・民間開放推進会議議長 退室)

モデル事業・政策群(報告)について

(竹中議員) それでは特別会計の議論に入りたいが、それに先立ち、今日、モデル事業、政策群の報告及び「日本 21 世紀ビジョン」の報告をさせていただくことになっているので、その点についての報告をお願いしたい。

(浜野政策統括官) お手元の「平成 17 年度概算要求におけるモデル事業等の取組みについて」という資料を御覧願いたい。平成 17 年度概算要求におけるモデル事業等であるが、中ほどのところにあるように、「基本方針 2004」において、「平成 17 年度予算においては、導入効果が高いと見込まれる電子政府に関する予算等について広く導入するほか、各府省における自主的な取組を通じて事業の追加を図る。」というふうにされているところ。中ほどの箱の中にあるように、平成 16 年度予算においては、9 省庁において 10 のモデル事業に取り組んでいただいているところであるが、平成 17 年度概算要求には、「基本方針 2004」の趣旨を踏まえ、各府省で積極的に御協力いただいた結果、15 府省庁 48 事業が盛り込まれているところである。

また、2 のところであるが、電子政府関連予算については、Plan - Do - See という新しい予算編成プロセスの考え方を全体に広げるということで、約 6,000 億円に上るすべての情報システム関係予算に、何らかの成果目標を導入して概算要求が行われているところである。

続いて、もう 1 つの「平成 17 年度概算要求における政策群の取組について」という資料を御覧願いたい。政策群については、「基本方針 2004」において、「府省間の連携をより強化し、対象の拡充に積極的に取り組む。」とされているところである。平成 17 年度概算要求においては、経済財政諮問会議において民間議員より

御提案のあった5件を含む、8件の新規提案及び平成16年度より継続して取り組む10件、合計18件が盛り込まれたところである。その際、その政策目標の達成に向けて個々の府省が果たすべき役割と責任を明確にするとともに、個別の事業、政策ごとの評価指標を定めることにより、目標の明確化・体系化に努めてきたところである。モデル事業、政策群については以上である。

(本間議員) このモデル事業と政策群が予算編成の中に組み込まれ、それがだんだんワークしているということは非常に評価をすべきことだろうと思う。特に電子政府分野のすべての対象にすると。しかも、成果目標を明示させるということを出してきているということは画期的だろうと思う。予算の編成では、目標なくして予算なしと言われることがよくある。これは当然のことで、この当然のことがきちんと織り込まれつつあるという感じがするが、更に、これを成果なくして予算なしという形で事後的な評価を目標とのかみ合わせの中で具体化をし、予算の効率化というものをきちんと充実させていく必要性があるだろうと思う。

それからもう1つは、予算制度改革はすべての国で取り組んでいるところであるし、手法的にはニューパブリックマネジメントという言い方をされているが、平成18年度予算では、雇用分野や科学技術予算など重点分野の予算のうちで、多年度にわたるものについては、原則すべてやはりモデル事業の中に採り入れていくということが必要ではないかという気がしている。そういう意味で、電子政府関連で6,000億円超の予算がこの問題に関連してかなり実現しつつあるが、それを更に広げていくということをぜひお願いをしたいと思う。

(竹中議員) 実は今日の閣僚懇でも麻生議員の方から、その評価、これは別のコンテキストだったがお話があり、財務省は財務省で予算の執行調査等々をやっていた。今の制度だと、総務省でしっかりと評価をいただく、その点が必ずしも今まで十分議論されていないというのは共通の認識であろうと思う。それぞれの立場で、今、一生懸命何ができるかということを考えているところだと思うが、モデル事業をやり始めたことを1つのきっかけとして、まさにここにおっしゃるようなPlan - Do - See、そのPlanの方が今度非常に拡充されたが、Seeの評価の方が必ずしも十分ついてきていないと思う。これは問題意識としては、ぜひ持ちたいと思っている。

(麻生議員) これは今、説明があったところと関係するので、例の三位一体という話も関係して、例として鹿児島の話をする。鹿児島はシラスという特殊なものが降る。降ってそれが堆積する。これを幾ら固めてもガラスだから固まらない。だからそこには砂防をつくらないといけなから、補助金がいっている。それは要らないと言って鹿児島県が挙げてきた。地方でやるから、要らないと。全く正しいと思う。

問題は、今すぐ大変なわけではないから、その金をちょっと教育費に回すということをした場合に、しばらくして、あるとき砂防決壊が起きた時に、結果だけこっちに回ってきて、災害の時には金を出せなんていうのはなしよという話を竹中議員のところでは詰めない、その予算査定は財務省はできるかと。今までは、決めてあったものだが、これからは違うから、そうすると評価というのは、行政評価局で行わなければいけない。しかし行政評価局は査定できるだけの技術能力があるかという、そんな土木の能力なんかある人はいない。そうすると、それをどうするかというのは、別のものを考えなきゃいけないということになり、Plan - Do - SeeのSeeのところは、正直、長期的にはよく詰めないといけなところだと思っている。

(本間議員) 私も政府部門内で様々な成果の評価について、今、御指摘のような形であり、一元的に全体で活用されていないという部分が非常に大きな問題点で、これ

はまた改めて我々の方から提案をする必要性もあろうかと思うが、評価システムの確立というものを、全政府で一度議論をしてみてもどうかという気がしているので、ぜひその辺のところを将来の課題にさせていただきたいと思う。

(竹中議員) 例えば、金融庁は金融庁で評価を行っている。それについては、外部の専門家も入れて評価も行っている、各省庁そういうシステムを持っている。それで全体の更にそのアンブレラになるような評価は、今、総務省が担当する。ところがモデル事業がこういうふうな形で出てくると、必ずしも、それがうまく機能しているかは結びついていない。ちょっとそこはぜひ本間議員を中心に検証していただいて、またこの場で、評価についての提案というようなものもぜひ行っていただきたいと思う。

(吉川議員) 評価が出たので一言つけ加えたい。いずれにしても、そうした評価が次年度以降の予算にフィードバックされるような自動的なメカニズムをつくる必要がある。評価で非常に悪い評価が出れば、縮減ないし廃止されるようなメカニズムがなければ、幾ら評価をしても意味はない。ぜひとも、そちらの方もしっかりやっていただきたい。

(竹中議員) そういうことを含めたぜひ御提案を、むしろお願いできればと思う。引き続きモデル事業と政策群についてはよろしく御対応をお願いしたい。

もう一つ、「日本21世紀ビジョンについて」の御説明をお願いしたい。

日本21世紀ビジョンについて(報告)

(浜野政策統括官) 資料の一番後ろに1枚紙で「『日本21世紀ビジョン』について」という紙があるので御覧願いたい。7月29日の経済財政諮問会議で御議論いただいた21世紀ビジョンについて、名称と専門調査会の専門委員が固まったので御報告申し上げる。

名称については、これまでの諮問会議での議論を踏まえ、「経済」という文言をとり、「日本21世紀ビジョン」というふうに変更させていただきたいと。それから、専門調査会の専門委員については、中ほどののところの箱の中にあるように、こういった先生方をお願いをしたいと考えており、内閣総理大臣による専門委員の任命手続を行い、それぞれ専門調査会の下に設置する各ワーキンググループを担当していただくことを予定している。専門調査会の会長には、内閣府経済社会総合研究所の香西泰所長に御就任いただくことを予定している。なお、第1回の専門調査会については、9月15日の開催を予定している。

(竹中議員) これは各省から人を出していただくということも進んでいるのか。

(浜野政策統括官) 進んでいる。

(奥田議員) 既に各主査の方とお話をしたときに申し上げたが、20世紀を通観してみると、科学技術の変化が世界の構造とか、政策とかそういうものにどんどん影響を与えていった。その結果、世界はそういうふうに変わっていったという事実があるわけだから、21世紀についても非常に考えづらい話だと思うが、科学技術がどのように21世紀に進歩するのか、あるいは変化するのか。こういうものを、このこのグループに入るかわからないが、そこらあたりはよく展望していただき、それを21世紀ビジョンに入れていただきたい。そういうお願いをしているので、ぜひその点で御了解願いたいと思う。

(竹中議員) 科学技術の関係の専門委員を入れてくれというのは、関係省庁からも来ているので、今それで対応しているはずである。ぜひしっかりと審議を進めるように内閣府をお願いしたい。

予算制度改革（特別会計改革）について

（野沢臨時議員、亀井臨時議員、石原臨時議員、随時入室済み）

（竹中議員） それでは引き続き、特別会計の議論をさせていただく。前回、有識者議員から提案が出されており、それは各省に事前にお届けしているかと思うが、こうした点も踏まえ御発言をお願いしたい。

（野沢臨時議員） まず、登記を国が行う必要性ということであるが、登記業務は申請内容を登記簿にただそのまま記載するといった単純・定型的な業務ではなくて、民法・商法等の実体法及び登記法等の手続法に照らし、当該申請を受理すべきか否かを法的に判断する準司法的作用である。また、土地の境界の確定、登録免許税の税額の確定といった公権力の行使を伴う業務でもある。そして、登記は経済取引及び政府の各種施策の基礎となり、国民の権利・義務に多大の影響を与えるものである。その業務は厳正・公平・中立に、かつ全国統一に行われる必要があり、国がその業務を担うことが必要不可欠であると考えている。

それから、歳入・歳出関係との対応であるが、歳入・歳出関係については、登記事務のうち、登記審査等事務に係る経費については一般会計から受け入れて賄い、登記情報管理事務に係る経費については登記関係の手数料により賄うこととされている。これらの事務は密接不可分の関係にあり、両経費を厳密に区分することが困難であるために、登記特別会計では両事務を一体として経理することとされている。しかしながら、歳入財源とそれに対応する歳出との関係を明確にすべきとの意見もあるので、今後、公表資料等において可能な限り区分して明確にしていきたいと考えている。それから、区分経理の必要性であるが、この登記事務においては、高度経済成長期以来の登記事務の激増に対処するために、コンピュータを導入するなどの抜本的な改革を行っており、その経費については、受益者負担の原則に基づく登記関係手数料で賄っているところであるが、コンピュータ化を中心とする登記制度の改善及びその運用にも相当の経費を要することから、引き続き登記関係手数料で賄うことが合理的であり、当該手数料を登記関係経費に充てることを明確にするため、一般会計と区分して経理することが必要であると考えている。

今後の課題と改革案であるが、1点目として、レガシーシステムとされている登記情報システムの再構築が挙げられる。特定のベンダーに依存せざるを得ない現在のシステムを平成22年頃までを目途に柔軟でコストパフォーマンスの高いオープンなシステムに再構築し、システムのスリム化・効率化を図ることとしている。また、中期的な抑制目標としては、平成16年度から平成18年度にかけ、登記所ごとに設置されているホストコンピュータをバックアップセンターに集中させて、ホストコンピュータの数を削減し、システムのスリム化を図ることにより、歳出を抑制する。

2点目の課題としては、都市部の登記所備付地図の整備事業の推進と地図のコンピュータ化がある。昨年、内閣の都市再生本部から都市部における登記所備付地図の整備を推進するとの方針が示されたので、法務省としても、都市部の地図混乱地域における法17条地図の作製作業を計画的に推進することとしているが、本作業の実施に当たっては、新たに創設される土地境界確定制度等を通じて、事務処理の効率化を図ることとしている。コンピュータ化も概ね75%ぐらいきているが、もう一息ということなので、引き続きこの努力をしていく。

（亀井臨時議員） 農林水産省所管の特別会計の改革の検討状況についてご説明する。まず、資料1ページ目。農林水産省所管の特別会計は7つ。いずれも、食料の安

定供給の確保、農林水産業の多面的機能の発揮、という点で、広域かつ重大な国の責務として遂行するために、歳入・歳出の明確化、負担金の明確化、企業的な運営といった理由により、一般会計と区分して運営している。

2 ページ目、「骨太 2004 における改革案への対応」について。年末までに特別会計に関する改革案を策定することになっており、現在、各特別会計について、それぞれの性格に応じた改革案を検討しているところ。表にあるように、成果目標については、それぞれの政策目的に応じて設定することを検討している。また、中期的な抑制目標については、管理経費の削減や事務の効率化等を通じて、一般会計からの繰入の抑制を図ることなどを設定することを検討しているところ。今後、これを基にさらに精査していきたい。

3 ページ目、改革に向けた取組工程について。ここでは、財政制度等審議会において課題として掲げられた事項を中心に記載している。この中で、<歳入・歳出を通じた構造の見直し>欄に掲げている食糧管理特別会計については、食料・農業・農村政策審議会の下に麦政策小委員会を設置し、麦政策の見直しに向けて検討を進めており、この8月に中間論点整理を実施し、年末までに検討結果をとりまとめることとしている。なお、4 ページ目には、この中間論点整理の概要をお示ししている。

<特別会計として区分経理を行う必要性の点検>欄の森林保険特別会計については、国による現行方式が合理的・効率的であるかといった点について検討するために、学識経験者から成る森林国営保険に関する検討会を設置し、年内に一定の方向性を出し、平成 17 年度に結論を得るよう、現在鋭意検討を進めている。その他のものについては、平成 17 年度の概算要求において改革の考え方を反映させる等を行っている。今後、今ご説明した事項を中心にさらに内容を精査し、年末までに取りまとめる特別会計に関する改革案の策定に向けて、検討を加速していきたい。

5 ページ、6 ページ目。農林水産関係の補助金の改革について。特別会計改革を進めるに当たっても、まず施策のあり方について見直しを行うことが前提となる。農林水産省は、食料・農業・農村が今後ともその果たすべき役割を十分に果たしていくために、現在の農政の抜本的改革に着手し、その中で農林水産関係の補助金改革に取り組んでいるところ。その内容を5 ページ、6 ページで示している。地域が使いやすく、地域の自主性・裁量性が発揮できるような仕組みへの転換を図っていく。

(石原臨時議員) 国土交通省は、公共事業関係で道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計の4つ、融資事業関係で都市開発資金通特別会計、また行政的・事業関係で自動車検査登録特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計と、7つの特別会計を所管している。

基本的な考え方は、選択と集中による事業の重点化、コスト縮減等の事務事業の見直しによる歳出面の効率化・合理化、歳入面での見直しなど、基本方針 2004 に合わせて改革を推進する、としている。

各事業毎にメリハリ・重点化を推進しているが、いくつか具体例を御説明する。例えば、道路整備特別会計では、平成 17 年度の概算要求で、比較的整備が遅れている大都市の環状道路の整備について、対前年で2割アップを要求。一方、直轄国道の維持修繕費については、4.2%とした。また、港湾整備特別会計では、重要港湾の小規模施設について1割程度カットしているが、その一方で、諸外国と対抗できるようなスーパー中樞港に対しては、56%の要求増とした。また、空港整備特別会計では、一般空港等の整備に対する補助を17%とする一方、需要がどんどん

伸びている羽田の再拡張事業等については 19.2%増とした。また、羽田空港については、国際線地区の整備に、今後 2,000 億円程度の規模の P F I 手法等を導入することにより、民の力も活用させていただこうと考えている。

また、都市開発資金融通特別会計においては、平成 17 年度の概算要求の段階で、ニーズの減ってきた土地の先行取得に係る貸付金は大幅に減らし、その代わりに「まち再生まると支援事業」という形で、衰退に悩む地方都市の商店街や中心市街地、観光地において、大変評判の良いまちづくり交付金と併せ、地域のまちづくり会社や民間会社を実施する町並みの整備や空き店舗・空きビルの再生に、低利資金の供給やファンドの造成による支援を行おうと考えている。都市開発資金の要求規模が 184 億円と、ボリューム的には小さく感じられるかもしれないが、民間資金と合わせて事業規模では 500 億円から 750 億円と、かなりの金額になっている。1 件あたりでは 20 億円から 30 億円程度で、平成 17 年度内に 25 力所程度を見込んでいる。

併せて、政策評価を実施してきているが、さらに厳格に実施して、政策や予算要求に反映していく。これからも、公共事業については、社会資本整備重点計画の成果目標に基づく事後評価や、個別事業の新規採択時評価、再評価を体系的にこれまで通り実施し、評価結果を次の予算に的確に反映させる。

評価の予算への反映の例を挙げさせていただく。全国の幹線道路の渋滞損失時間は、よく東京などでも数字が出されるが、その 8 割が延長路線で言うところの 2 割程度に集中しているため、渋滞損失時間の高い重点対策区間を優先して、環状道路の整備や交差点等々の改良といったハード施策と路上工事の縮減等々のソフト施策を組み合わせた渋滞対策を進めている。

(本間議員) 資料「特別会計改革に向けて」をお配りしているが、これは前回の諮問会議で我々民間議員から提案したもの。今回御説明いただいた特別会計は、前回の諮問会議時よりも事業系が非常に多いため、本来的に、我々民間議員が前回提案させていただいた盛り込むべき基本事項、具体的には、必要性及び事業ごとの成果目標、中期的目標、改革をどういう手順で進めていくかという工程、それから将来のキャッシュ・フローやバランスシートに関する試算、これが直接的に適用できる分野が多いと思う。ぜひその精神に沿って、これからわかりやすい説明を確立し、予算の適正化の中で反映していただきたい。

それから、特に強調したい点だが、先ほど石原臨時議員から御説明があったが、公共事業等のように、中長期的な整備計画があるものについては、それを 1 つの前提として将来の収支や資産状況の見直しを行い、それを公表すること。さらには、新規事業採択に関して、将来の成果目標及び政策コストを踏まえた事前及び事後の評価を厳格に実施していくことが大事だと考えており、ぜひこの点について、今後の検討の中で御対応をお願いしたい。

また、財務省においては、財政制度等審議会などでの審議で、適正な繰り入れについての検討や工夫等もしていただいていると思うが、今の問題の状況から考えると、より踏み込んだ抑制のあり方、適正な査定のある方が必要になってくると思われるため、ぜひその点についても説明責任の観点から充実し、予算編成の中で反映していただきたい。

(谷垣議員) 今、本間議員から御指摘のあった点については、これからの個々の査定に当たり、十分頭に置いて仕事をさせたい。

(石原議員) これからの事業の採択や政策目標について、公共投資系のものはしっかりとやっていく、という本間議員ご指摘の点は、まさに同感だ。

ただ1点、民間議員資料で、「借入金残高が多額」ということで空港整備特別会計が列記されているが、御承知のように、昭和59年に沖合移転の計画を立てた際、国費を入れずに財投借入で実施しようということで、1兆5,000億円という莫大な事業を展開した。しかし、財投借入はここに限定されている。加えて、17年度以降の残事業、また再拡張事業については、先程も御紹介したとおりPFIの手法を活用するなどしており、空港の発着料等々しっかりとした特定の財源もあるため、1,000億円程度の償還レベルの中に今後も納まってくる。羽田はどんどん需要が増えているため、残高は9,000億円程度残っているが、間違いなく返していける。さらに、沖合移転等々をやる際には、国際線地区の整備にPFIの手法等も導入している。この点だけは、ぜひ御理解をいただきたい。

(本間議員) 総論的には、先ほど指摘させていただいたとおりだが、各論についても指摘していただく。

登記特別会計について。登記事務処理のコンピュータ化経費は受益者負担の原則に基づいて登記手数料で賄うということで、特別会計として整理されている。このコンピュータ化というのは、平成19年度末までに完了となっているので、財政制度等審議会の指摘にもあるように、まずはゼロベースから廃止も含めて検討をしていく必要があるかということである。その際、野沢臨時議員から説明があったコンピュータ化事業を今後も維持拡充する必要があると判断される場合には、登記審査業務についても受益者負担を徹底して一般会計からの繰り入れをやめるということも考えられるのではないかとということである。

亀井臨時議員から説明があった国営土地改良事業特別会計については、多額の借入金残高を抱えていることから、引き続きコスト縮減や政策評価の取組を通じて、効率化をお願いしたいが、借入金残高圧縮への明確な道筋を示していく必要はないか。この辺のところについて、しっかりと見通しが必要になってこようと思う。

国有林野事業特別会計についてだが、平成10年度の抜本的改革に基づき、民間委託の推進、組織要員の合理化・縮減を図っているものの、毎年多額の損失が計上されている。これを計画的に縮減していくことが、10年の抜本的計画の中で謳われているが、実態はこれが膨らんでいるように数字が示されている。この点で、財務内容の健全化努力や、借入金残高圧縮への明確な道筋も示していく必要があるかと思う。

それから森林保険特別会計については、民間保険会社の取組が低調な分野を対象として運営されているのだが、果たして、国による現行方式が、中長期的にも合理的・効率的であるかどうか基本的な検討が必要になるかと思う。今回の特別会計改革の一環として、早急に結論づけていく必要があると思う。

それから漁船再保険及び漁業共済保険特別会計については、毎年度損失を計上していることから、被保険者の加入促進、これはかなり低下していると聞いており、この掛け金収入の確保と同時に、財務内容の健全化についても努めるべきと考える。

それから食糧管理特別会計については、一般会計からの繰り入れを受けつつも毎年度多額の損失を計上されている。引き続き管理コストの縮減に努めるとともに、農業支援施策の見直しを図ることにより、事業の一層の効率化を図っていただきたい。

石原臨時議員からお話のあった空港整備特別会計については、新規需要で増やす必要のあるところもあれば、果たして将来の空港整備が必要かどうかということもある。これは地方空港整備も含めて抜本的な考え方の整理が必要になってこようかと思う。関西における3空港の問題等も色々な問題を抱えており、総合的な検討

をお願いしたいし、財務内容の健全化、借入金残高の圧縮等、明確な道筋を示していく必要があると思う。

(吉川議員) 質問というよりは意見となるが、今日、議論されている特別会計は事業を行っているものが多い。事業内容は時代によって変わっていくわけだから、それを常に見直して、国民にわかりやすく説明していただく必要があると思う。

例えば、亀井臨時議員が御説明になった国有林の特別会計。国有林は、当然、国民全体の財産だが、大きく言うと、国有林を環境保全の考え方で守っていくことと、もう1つは木材を切って事業収益を上げるという2つのことをやっている。私は専門家ではないが、2番目の木材を売って収益を上げる林業というのは、日本では非常に厳しくなっているという認識を持っている。そうした中で考え方を整理しないと変なことになる。以前に林野庁が、白神山地のブナの原生林を切って売ろうと計画したが、あれは住民運動等で止まったと思うが、その後、世界遺産に認定されたというような非常に奇妙なことも起こりかねない。

これは一例だが、もともと特別会計ができて、1つの事業をある形でやっていくといっても、時代環境の変化の中で色々変わっていくわけであり、それぞれの時代に合った大きな目的や考え方を整理し、どういう理由で特別会計を維持しているのか分かりやすく説明するということが、どの特別会計についても必要であると思う。

(麻生議員) 亀井臨時議員ならよく御存じのところ、昔は炭鉱の中の坑木や、枕木、電柱とか、杉というのは極めて役に立ったものだった。常緑樹、杉、あとヒノキとか、サワラなどといったものもあるが、今は逆に、保水または治水、そして色々な意味での環境ということに役立てる。先進国で国家の約7割が緑に囲まれている国というのは日本だけ。他の国は自然との調和ではなく自然との対決でやってきて、日本は全然違う。そういった意味で、環境を考えたら保水しやすく、ビジット・ジャパンの観点で見栄えがするものと考えたら、むしろ赤くなる広葉樹。常緑樹じゃなくて、むしろ日本では雑木と称する広葉樹。ヨーロッパの山は黄色くなくても赤くはないが、日本では赤くなるわけで、色々な意味で別の効果が出てくるといふ吉川議員の観点というのは、保水の意味でも、落葉樹の方が保水するわけだから考え方を変えてうまくやれば良いのではないかと思う。この部分だけ見れば赤だけど、別の観点から見て大事であるという点は、ぜひ言われた方が良いかと思う。

(亀井臨時議員) 実は、国有林野事業については、国有林野改革二法に基づいて、平成15年度末までを集中改革期間と位置づけ、1つは営林局14を7にし、あるいは営林署229を98に半減させるなど、抜本的な改革を推進した。そして更に、お話の木材生産機能から公益的機能重視へ転換をする。そういう面で、一般会計繰入を前提とした新しい特別会計制度の下で、長伐期施業や、麻生議員からお話の育成も、複層林施業という取組をしているところである。そういう中で、1つは国民に向けて公益的機能や地球温暖化防止の対策という面での新たな政策課題の対応、あるいは森林環境教育や国民参加の森づくり、こういうことを進めている。財政的には、新規借入金は平成16年度予算ではゼロにし、そして更に平成17年度から、この借入金の縮減に向けて、色々な努力をしている。御指摘の新たな政策課題にも取り組んで参らなければならないと思っている。

(野沢臨時議員) 登記事務の見直しだが、特会にして利用者負担としたことで、少し手数料が高いという苦情はあるが、スピードが非常に上がり、平成19年度を目途に1つの区切りができそうである。ただその先に、地図の更なる活用とか、新しい登記制度の検討という仕事も待っており、これからも引き続き、受益者負担という原則を生かしながら、仕事ができるだけ早く進むように工夫をして参るつもりであ

る。

(亀井臨時議員) 先ほど何件か特別会計についての御指摘があったが、まず、食糧管理特会だが、これは主要食糧の供給量を安定的にする安定供給を行いつつ管理経費削減の努力をして、平成 16 年度は単年度収支均衡を実現したわけである。先ほど申し上げたが、繰越損失の解消に向けて、やはり麦勘定の問題が一番大きなことであり、このために小委員会で本年末までにその対応を考えてまいりたいと思っている。

更に漁業共済保険についても、平成 17 年度から補償水準の引き下げに着手し、平成 18 年度の基準保険料率の見直しに向けて、今、検討中である。漁業共済保険の成果目標として、平成 20 年度には単年度の収支均衡を図って参りたいと思っている。

森林の関係で、国営保険廃止の問題についても、現在検討会を立ち上げて、現行方式が合理的・効率的であるかの検討を行っており、平成 16 年中に一定の方向を出し、平成 17 年度中に結論をとりまとめたい。ただ、仮に森林国営保険を廃止した場合、その受け皿となる民間保険、平成 13 年まで全国森林組合連合会がやっていたのだが、平成 14 年に森林国有保険が全額引き継いだ経緯もあり、民間保険の森林保険は火災のみで台風や風水害などが対象になっていないため、この国有保険の廃止は非常に難しい状況にあると考えている。

それぞれ中期的な抑制目標として、事務の効率化、管理経費の削減の問題に取り組んでおり、先ほど御指摘の点である道筋の明確化については、更に努力して参りたいと思っている。

(石原臨時議員) 本間議員から総合的な検討という御指摘があったが、各項目について総合的に検討させてメリハリを、必要なところは整備するが、必要じゃないところは整備しないという形で臨ませていただきたいと思う。

また、償還計画の明確化という御指摘があったが、愛知は、来年、沖合の飛行場をオープンするので、旧小牧の方は売却できるものは売却し、その収入を歳入に充てるように、要らないものを売るという形で、より一層の明確化に努めていきたいと思っている。

(竹中議員) それでは、簡単に整理させていただく。「基本方針 2004」で、年内にそれぞれの特別会計の改革案をつくっていただくことになっている。その際に今日、民間議員から改めて指摘があったのは、担当しておられる特会が、どちらかという事業的な性格が強く、事業は時代の変遷を踏まえて基本的な考え方から整理していかなければいけないので、まずその点をしっかりやっていただきたいという点。その上で民間議員からは、主要な項目事項として「成果目標」、「抑制の中期目標」、「改革工程」、それから「キャッシュ・フロー及びバランスシート」の 4 つが提案されているが、事業的な性格ということで、数値的なものに馴染むものも、かなりあるかと思うので、その点を踏まえて、改革案をお示しいただきたいと思う。

(小泉議長) これは塩川前財務大臣に当時から言われていたことであり、適した見直しを行って、年内に改革案を示していただきたいと思っている。よろしく願います。

(竹中議員) それでは、本日は大変ありがとうございました。

(以上)